

農業労働力の確保に関する行政評価・監視
－新規就農の促進対策を中心として－

結果報告書

平成31年3月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の農業の持続的発展と農村の振興を実現していくため、農業の競争力強化が求められている。

しかし、農業就業者のうち基幹的農業従事者の数は、平成7年の約256万人から30年には約145万人となり、約20年間で約111万人（約43%）減少している。また、その平均年齢は、平成7年の59.6歳から29年には66.6歳となり、約20年間で7歳上昇するなど農業就業者の高齢化が進んでおり、今後、高齢者のリタイアにより農業就業者の著しい減少が見込まれる状況にある。さらに、我が国の農業総産出額（国内農産物の売上相当額の総額）は、昭和59年の11兆7千億円をピークとして平成26年まで長期的に減少傾向で推移し、28年には9兆2千億円となっている。

このような状況に対し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成30年11月27日改訂）において、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しし、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現することとされ、具体的な目標として、新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大することが示された。

この目標の達成に向けて、農林水産省は、将来の我が国の農業を支える人材を確保し40代以下の新規就農者を増加させるため、就農に必要な技術を習得する研修を後押しする支援や経営開始直後の経営が不安定な新規就農者への支援などを内容とした、農業人材力強化総合支援事業等の各種支援策を講じている。また、市町村から就農計画の認定を受けた青年等に対し、資金の貸付けなどの支援措置や都道府県等による指導・助言を行う仕組み（認定新規就農者制度）なども構築されている。

しかし、目標として掲げた40代以下の農業従事者数は、平成25年の31万1,000人から29年には32万6,000人と微増にとどまっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、青年層の新規就農の一層の促進や定着を図る観点から、農業労働力をめぐる現状とともに就農希望者や新規就農者に対する公的支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 農業労働力をめぐる現状	2
2 新規参入者に対する支援の実施状況	11
(1) 新規参入者の就農・定着状況	11
(2) 新規参入を希望する者に対する支援等の実施状況（就農前）	16
(3) 新規参入者に対する支援等の実施状況（就農後）	31
3 新規雇用就農者に対する支援の実施状況	45
(1) 新規雇用就農者の就農・定着状況	45
(2) 雇用就農を希望する者に対する支援等の実施状況（就農前）	48
(3) 新規雇用就農者の離農抑制対策の実施状況（就農後）	59
4 資料編	75

